

# 水際措置の見直し

## 見直しの考え方

- ①基本的対処方針(令和3年9月9日)において、「国内外でワクチンの接種が進む中においては、ワクチンの有効性等も踏まえ、**行動管理**や**検査**も組み合わせた**入国者への管理措置**等を講ずるなど **水際措置の段階的な見直し**に取り組む」とされていること
- ②経済界などから水際対策の緩和に向けた要望があること  
等を踏まえ、11月8日より、下記の措置を実施する。

## 措置の概要

### ①ワクチン接種者に対する入国後の行動制限の見直し

企業等の**受入責任者の管理**の下で、**ワクチン接種者**(非指定国・地域又は3日待機指定国・地域から入国する者に限る)に対して、3日目検査を行った上で、入国後4日目から**活動計画書**(受入企業が作成し、業所管省庁が審査)に沿った活動を認める。

自宅等待機10日 → **自宅等待機3日(検査) + 行動管理7日**

### ②外国人の新規入国制限の見直し

現在一時停止している外国人の新規入国に関して、**企業等の受入責任者の管理**の下に、**商用・就労目的の短期間(3月以下)の滞在者**及び**就労・留学生・技能実習生等の長期間の滞在者**について、**入国者総数の枠内**で新たに認めることとする。

なお、**観光目的**の入国については、国内の感染状況等も踏まえつつ、**年内を目途に行動管理の実効性等**について**検証**を行い、今後の**団体観光の入国再開**に向けて検討を進める。